

香芝市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 3月29日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第7号

香芝市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香芝市立学校の管理運営に関する規則（昭和31年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第20条の11を第20条の12とし、第20条の10を第20条の11とし、第20条の9を第20条の10とし、第20条の8の次に次の1条を加える。

（共同学校事務室の設置等）

第20条の9 委員会は、その指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する2以上の学校のうちいずれか1の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

3 共同学校事務室に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。